

稲城市事業後援名義使用に関する事務取扱要綱

昭和 63 年 6 月 27 日

市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この規則は、稲城市が各種事業を後援するに当たり、その名義の使用及び承認について必要な事項を定めることを目的とする。

(承認基準)

第 2 条 稲城市が後援名義の使用を承認することのできる事業は、後援名義の使用が稲城市の施策の推進に寄与するものとし、次の各号の一に該当するときは、後援名義の使用を承認しないものとする。

- (1) 事業が公序良俗に反するもの、その他社会的な非難を受けるおそれのあるものであるとき。
- (2) 事業が宗教的又は政治的色彩を有しているとき。
- (3) 事業が私的な利益を有しているとき。

2 後援名義の使用に当たっては、事業の実施状況の把握等に必要な条件を付することができる。

(承認の期間)

第 3 条 名義の使用期間は 6 月を限度とし、承認をした日から当該事業が終了する日までとする。ただし、市が必要と認める場合は、この限りでない。

(承認手続)

第 4 条 事業を行う団体が当該事業の後援を受けようとするときは、後援名義使用申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

(承認の決定)

第 5 条 前条に規定する申請書の提出があったときは、市長は可否を決定し、後援名義使用承認通知書（第 2 号様式）により、当該申請をした団体に通知するものとする。

(計画変更等の届出)

第 6 条 後援名義使用の承認を受けた団体（以下「承認団体」という。）は、当該事業の実施について、次の各号の一に該当するときは、市長に速やかに届け出なけ

ればならない。

- (1) 事業計画に変更を生じたとき。
- (2) 事業実施中に事故が発生したとき。

(承認の取消)

第7条 承認団体が、次の各号の一に該当した場合においては、当該事業を取り消す。

- (1) 虚偽の申請により事業の後援の承認を受けたとき。
- (2) 第2条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) この規則に違反したとき。

(実績報告)

第8条 承認団体が、当該事業を終了したときは、速やかに後援事業実績報告書(第3号様式)により報告するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、後援名義使用承認について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

(1号様式)

年 月 日

稲 城 市 長 殿

申請団体名

代表者氏名

印

住所

電話

後 援 名 義 使 用 申 請 書

当団体が主催する「」事業について、稲城市の後援名義を使用させていただきたく、下記の書類を添えて申請いたします。

なお、本事業の実施については、一切の責任を当団体が負い、貴市に対しご迷惑をおかけしません。

記

- 1 主催団体の規約、定款またはこれに準ずる書類

- 2 本事業の目的、内容、日時、会場、予算等その計画の概要を明らかにする書類

(2号様式)

稲 総 総 第 号
平成 年 月 日

様

稲城市長 高 橋 勝 浩

後援名義使用承認通知書

平成 年 月 日付で貴団体から申請のあった「 」に係る
後援名義の使用を下記の条件を付して承認しますので通知します。

記

1 稲城市後援名義の使用を承認する行事

行 事 名

会 期

実施場所

2 後援名義使用承認の条件

- ・稲城市は、この行事に要する経費を負担しない。
- ・稲城市後援名義使用の印刷物を作成する場合は、事前にその原稿を稲城市総務部総務契約課に届け出ること。
- ・行事計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- ・行事の終了後、速やかに結果の概要を文書により報告すること。
なお、稲城市が必要と認めたときは、稲城市後援名義の使用状況について報告を求めることがある。
- ・行事の実施上、稲城市後援にふさわしくない行為があったときは、この承認を取り消すことがある。

(3号様式)

年 月 日

稲 城 市 長 殿

申請団体名

代表者氏名

印

住所

電話

後 援 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付、稲総総第 号で承認された「 」
事業について、下記のとおり報告いたします。

記

1 事業規模（参加人員数、観客人員数等）

2 事業の成果